## 2 特定集中治療室(ICU)

ICUは、重篤な状態の患者に対して、集中治療を行うための治療室。主に「病棟で重篤な状態となった患者」「救急患者のうち継続的な状態管理が必要な患者」「手術後に高度な状態管理が必要な患者」等を受け入れる。

専用の治療室と専任医師の常時勤務などの条件がある。2014 (平成 26) 年の診療報酬改定によって医師の経験年数や臨床工学技士の常時勤務などが必要となる管理料も設定された。

表 2-29 特定集中治療室管理料に関する構造設備基準

	特定集中治療室 管理料 1	特定集中治療室 管理料 2	特定集中治療室 管理料3	特定集中治療室 管理料 4
算定単位	一般病棟の治療室			
必要室	専用の特定集中治療室	特定集中治療室管理料 1の施設基準を満たす ほか、広範囲熱傷特定 集中治療管理の治療室	専用の特定集中治療室	特定集中治療室管理料 3の施設基準を満たす ほか、広範囲熱傷特定 集中治療管理の治療室
病室面積	内法 20㎡/床以上 (新生児用 9㎡/床以 上)	内法 20㎡/床以上 (広範囲熱傷特定集中 治療)	内法 15㎡/床以上 (新生児用 9㎡/床以 上)	内法 15㎡/床以上 (広範囲熱傷特定集中 治療)
必要機器 (*)	・救急蘇生装置 ・除細動器 ・ペースメーカー ・心電計 ・ポータブルエックス線撮影装置 ・呼吸循環監視装置 (新生児用は上記に加えて、経皮的酸素分圧監視装置または経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、 酸素濃度測定装置、光線治療器)			
その他	自家発電装置を有している病院 ・手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室 治療室内はバイオクリーンルーム を設置することが望ましい			

<sup>\*</sup> ペースメーカー、心電計、ポータブルエックス線撮影装置、呼吸循環監視装置については、当該保険医療機関内に備え、必要な際に迅速に使用でき、緊急の事態に十分対応できる場合においては、常時備えている必要はない

(令 4.3.4 保医発 0304 第2)